

今後、研究所のロゴマークを使用される場合は管理規程に基づいて手続きを取って下さい。

(一社) 部落解放・人権研究所ロゴマーク管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人部落解放・人権研究所(以下「研究所」という。)の活動や意義についての関心を高め、理解を促進することを目的として、独自の研究所ロゴマークを定め、その使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、下図のとおりとする。



(使用)

第3条 ロゴマークは、研究所が発行する刊行物、研究所が作成する印刷物及び用紙類等に用いるものとする。

(ロゴマーク使用権者)

第4条 ロゴマークの使用権者は以下のものとする。

1. 研究所事務局、調査研究部門、理事会
2. 研究所主催・共催の各行事関係者
3. その他、理事長が適当と認める者

(ロゴマーク使用権者の義務)

第5条 ロゴマーク使用者は、第1条に定める目的に反して、ロゴマークを使用してはならない。

- 2 第4条(3)に該当する者は、その使用対象活動ごとに、下記で定める使用申請書を事前に事務局長へ提出し、許可を得なければならない。
- 3 ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用について、研究所理事長の指導に従わなければならない。

(ロゴマーク使用の停止)

第6条 研究所理事長は第4条に定める使用申請書の内容に虚偽があった場合、その他、本規程に反する不適当な使用があった場合は、その使用権者に、ロゴマークの使用の停止を求めることができる。

附則

この規程は、2003年12月23日から施行する。